



7月から役場・公民館
敷地内が全面禁煙

禁煙は愛です



7月1日から健康増進法により役場および公民館の敷地は
禁煙になります。

昨年7月に改正された健康増進法では、行政機関の庁舎をはじめ、学校、病院、児童福祉施設等は敷地内禁煙とされました。望まない受動喫煙をなくすこと、子どもや患者など受動喫煙による健康影響が大きい人たちが利用する施設での受動喫煙について、特に配慮することを目的としています。

町では、すでに東庄病院や保健センター、児童館が敷地内禁煙を実施しています。皆さまのご協力をお願いします。

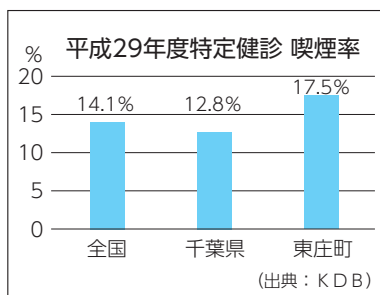
問い合わせ

総務課 管財係
☎ 6085

東庄町の約6人に一人が喫煙者

東庄町の喫煙率は、全国や県平均より高い状態が続いています(図)。喫煙は、肺がんや循環器疾患、呼吸器疾患などさまざまな疾患の原因となり、健康寿命を縮める恐れがあります。また、ニコチン依存症により、吸わないとイライラするなど、喫煙をやめたくても、なかなかやめられなくなってしまう。さらに、受動喫煙により、周囲の人にもさまざまな健康被害を及ぼすといわれています。喫煙者だけでなく、非喫煙者も含め、町全体で喫煙について考える必要があります。

喫煙・受動喫煙による健康被害は、命に関わるほど重要



なものです。もしも禁煙が難しいなら、禁煙外来を受診しましょう。東庄病院にも禁煙外来がありますので、ぜひご相談ください。

問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係
☎ 70911

10月から伊地山クリーンセンター、長岡不燃物処理場へ直接搬入する

ごみ処理手数料を引き上げます

香取広域市町村圏事務組合は、ごみの減量化を進めるとともに、ごみ処理に係る費用負担の公平化・適正化を図ることを目的にごみ処理手数料を改定します。

施設への直接搬入分100kgまで無料を廃止 家庭系ごみ処理手数料 10kg200円

ごみ処理場へ自ら搬入する家庭系ごみ処理手数料について、10月1日から、100kgまで無料を廃止し、可燃ごみ・不燃ごみともに10kgにつき200円とします。10kg未満の場合は10kgとして計算し200円となります。

事業系ごみ処理手数料 10kg300円

また、事業系ごみ処理手数料についても、10kgにつき300円とします。10kg未満の場合は10kgとして計算し300円となります。

		10月1日以降	現行
家庭系	可燃ごみ・ 不燃ごみ	10kgにつき 200円	100kgを超える 10kgにつき 100円
		10kgにつき 300円	10kgにつき 200円

今後とも、ごみの減量および資源化の推進にご協力をお願いします。

問い合わせ

香取広域市町村圏事務組合 業務課 ☎78-1182
伊地山クリーンセンター ☎59-2148
長岡不燃物処理場 ☎78-2144



マガジネット

児童手当の現況届は6月中に提出を

現在、児童手当を受給しているすべての方は、毎年6月中に児童手当現況届を提出しなければなりません。この届け出は、6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。現況届の用紙は、6月上旬に発送する予定です。

◆現況届に必要な添付書類
被用者（サラリーマン等）の方は、健康保険証の写し。そのほか必要に応じて提出書類があります。公務員の方は勤務先にお問い合わせください。

◆支給対象者
15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます。

児童手当支給額（月額）

区分	所得制限未満の方	所得制限以上の方 (特例給付)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

問い合わせ
町民課 町民係 ☎86-6070

低所得者・子育て世帯に

プレミアム付商品券を販売します

消費税率の引き上げにもなつ影響を緩和するため、プレミアム付商品券を販売します。なお、商品券の販売開始は10月、利用期限は2月を予定しています。

対象者

- ①令和元年度の住民税非課税者。ただし、課税者に扶養されている場合等や生活保護受給者は除く。
- ②3歳未満の子どもがいる世帯の世帯主

商品券

1人につき最大2万5千円分を2万円で購入
※3歳未満の子どもがいる場合は、その人数分購入できます

住民税非課税者は申請が必要

対象者①に該当し商品券の購入を希望する方は、事前に引換券交付申請が必要になります。住民税非課税者には7月にお知らせを送付しますので、対象者①に該当する方は申請をお願いします。

問い合わせ
総務課 庶務係 ☎86-6082



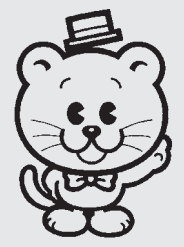
東庄町議会議員選挙

選挙期日は **11月17日(日)**

令和元年11月30日任期満了に伴う町議会議員選挙の期日が決定しました。

投票日 11月17日(日)
告示日 11月12日(火)
選挙すべき議員の数 14人

問い合わせ 町選挙管理委員会 ☎86-1111



せんきよ君

動物は適切に

飼いましよう

動物の正しい飼い方推進月間

- 動物を飼う前に、動物を飼うことのできる環境であるかどうか、家族で良く考えましょう。
- 飼い主が分かるよう動物には、迷子札やマイクロチップなどをつけましょう。
- 犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる場合は、犬を抑制できる人が短い引き綱で行いましょう。
- ねこは屋内で飼いましょう。ねこによる他人への迷惑を防止でき、また、病気や交通事故等の危険からねこを守ることができます。
- 飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- 望まれない子犬・子ねこを増やさないために、親犬・親ねこには、不妊・去勢手術をしてください。
- 動物を虐待したり捨てたりすると、法律で罰せられます。



問い合わせ
千葉県動物愛護センター
☎0476-935711
香取健康福祉センター（保健所）
☎9161